

報道関係各位



政府広報 内閣府 警察庁 消費者庁 財務省 文部科学省 厚生労働省

合法ハーブ等と称して販売される薬物の 乱用防止広報に、漫画家・福本伸行氏が協力

- オリジナルイラストを使用した広報物を3月17日より展開
- 「カイジ」シリーズで知られる福本伸行氏が描き下した啓発用オリジナル短編マンガを、「政府広報オンライン」サイトで3月17日から公開

近年、ハーブやアロマオイル、バスソルト、ビデオクリーナーなどと称して、麻薬・覚醒剤以上に有害となり得る薬物が、店舗やインターネットなどを通じて販売されており、それらを入手・使用して自ら健康被害を受ける、また交通事故など二次犯罪を引き起こすといった事件が起きています。

内閣府政府広報および警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省などでは、これら合法ハーブ等と称して販売される薬物（以下、合法ハーブ等）の有害性について周知することで、乱用の防止につなげることを目的に、3月17日より薬物乱用防止広報を行ってまいります。

広報物には、若年層を中心に幅広い人気を得ている作品『カイジ』『アカギ』などで知られるマンガ家・福本伸行氏が描き起こしたオリジナルイラストを使用します。また、合法ハーブ等と称して販売される薬物に、安易に手を出して苦しむ若者の姿を描いた福本氏のオリジナル短編マンガ（8ページ）を、政府広報サイト「あしたの暮らしをわかりやすく～政府広報オンライン」上で、3月17日から公開します。福本伸行氏という人気クリエイターと政府広報の連携により、合法ハーブ等の乱用防止を強力に訴えてまいります。

広報物

○新聞（モノクロ記事下全5段）：

- 読売新聞・日本経済新聞： 3月19日（水）朝刊
- 朝日新聞・毎日新聞・産経新聞： 3月20日（木）朝刊



○雑誌（4色1頁）

- オレンジページ： 4月2日号（3月17日発売）
- 週刊文春： 3月27日号（3月19日発売）
- 週刊ヤングジャンプ： 16号（3月20日発売）
- 週刊女性セブン： 3月20日発売号
- 日経ビジネス： 3月24日号（3月21日発売）



○インターネット

「あしたの暮らしをわかりやすく～政府広報オンライン」(<http://www.gov-online.go.jp/>)

暮らしのお役立ち情報 特集・薬物対策

合法といって売られている薬物の、本当の怖さを知っていますか？

(<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>)

3月17日より掲載

The screenshot shows the homepage of 'Government Publicity Online' with a navigation menu. A prominent banner features the title '合法といって売られている薬物の本当の怖さを知っていますか?' (Do you know the real fear of drugs sold as legal?). Below the banner, there is a list of related articles under the heading '掲載一覧' (List of Publications).

特集 ▶ 薬物対策

合法といって売られている薬物の本当の怖さを知っていますか？

ハーブやアロマオイル、バスソルトなどを誤り、「合法」や「脱法」といって、麻薬や覚醒剤以上に有害な薬物が売られています。その本当の怖さをご存じですか？

掲載一覧

- 合法といって売られている薬物の、本当の怖さを知っていますか？(平成28年1月1日)
- 麻薬や覚醒剤以上に売られている薬物の、本当の怖さを知っていますか？(平成28年1月1日)
- 麻薬(平成28年1月1日)
- 覚醒剤(平成28年1月1日)
- 麻薬(平成28年1月1日)
- 麻薬(平成28年1月1日)
- 麻薬(平成28年1月1日)
- 麻薬(平成28年1月1日)

特集ページ表紙

(<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>)



別紙

1. 広報実施の背景
2. 福本伸行氏 プロフィール

本件広報に関する報道関係者からのお問合せ
内閣府政府広報室(直通)
電話: 03-3581-6467

1. 広報実施の背景：

近年、ハーブやアロマオイル、バスソルト、ビデオクリーナーなどと称して、麻薬・覚醒剤以上に有害となり得る薬物が、店舗やインターネットなどを通じて販売されており、それらを手・使用して自ら健康被害を受ける、また交通事故など二次犯罪を引き起こすといった事件が起きています。

一方、指定薬物の包括指定により規制対象が拡大され（※1）、また薬事法の改正（※2）により平成26年4月1日から所持・使用・購入や他人からの譲り受けが罰則付きで禁止となるなど、規制が強化されつつあります。

しかしながら従来、ハーブやアロマオイル、バスソルトなど、あたかも無害であるかのような名称が用いられてきたことなどから、一般にその有害性が十分に認識されていないことが懸念されます。

これらのことから、それら合法ハーブ等と称して販売される薬物の有害性について、乱用により本人に健康被害が発生することや、他者に有害行為を行う危険もあることなど、正しい情報を周知することで、乱用の防止につなげることを目的に、薬物乱用防止広報を行います。

※1. 指定薬物の包括指定：

中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められた化学物質を薬事法上「指定薬物」として規制することに加え、その物質と類似の化学構造を有する物質も一括して規制の対象とする制度。

平成25年1月以前は、規制対象となる薬物は約90物質であったが、平成25年2月に約760物質が加えられ、さらに同年12月に約470物質が追加されるなどして、現在は1370物質が指定薬物として、輸入、製造、販売などが規制されている（平成26年3月時点）

※2. 薬事法の改正と指定薬物の規制強化：

過去、麻薬や覚醒剤については、乱用者による所持や使用に対して厳しい罰則が適用されるのに対し、指定薬物に関しては、乱用者による所持や使用に対しては罰則が規定されていなかった。しかし平成26年4月1日からは、指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けについても禁止される。これに違反した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金か、またはその両方が科せられることになる。これまで指定薬物は、主に店側に対しての取り締まりであったが、今後は乱用者に対しても取り締まりが行われる。

2. 福本伸行氏 プロフィール

①1958年12月生まれ、神奈川県横須賀市出身

②代表作

『カイジ』シリーズ（週刊ヤングマガジン、講談社、1996年一連載中）

『アカギ～闇に降り立った天才～』（近代麻雀、竹書房、1992年一連載中）

『新黒沢 最強伝説』（ビッグコミックオリジナル、小学館、2013年一連載中）ほか。